

開発事業者の皆様へ

清瀬市都市整備部都市計画課

## 開発事業等に係る規則の一部改正及び事務手続きの変更（お知らせ）

清瀬市住環境の整備に関する条例施行規則の一部を下記の通り改正いたします。また、開発事業等に係る事務手続きを一部変更いたします。

開発事業者の皆様におかれましては、お間違えの無いように手続きを進めていただきますようお願いいたします。詳しくは『開発事業等の手引き（令和8年4月1日適用）』をご確認ください。

## ● 規則の一部改正

【改正点①】清掃施設の整備基準を改正。

〈施行日〉令和8年4月1日

適用時期	
令和8年3月31日までに『開発事業計画書』の提出があった開発事業	令和8年4月1日から『開発事業計画書』の提出がある開発事業
清掃施設を整備することが必須。	共同住宅等以外で当該開発区域の境界線から概ね30メートルの範囲内に、市が管理する既存の清掃施設が2箇所以上ある場合は、清掃施設を整備しないことができる。

【改正点②】公園整備に替わる金銭納付額の算出基準を改正。

〈施行日〉令和9年4月1日

適用時期	
令和9年3月31日までに『開発事業計画書』の提出があった開発事業	令和9年4月1日から『開発事業計画書』の提出がある開発事業
金銭納付額（1,000円未満切り捨て） ＝ 近傍宅地価格（/1㎡）× 開発区域3%相当面積（㎡） × 0.6（補正額）	金銭納付額（1,000円未満切り捨て） ＝ 近傍宅地価格（/1㎡）× 開発区域3%相当面積（㎡） × 0.8（補正額）

## ● 事務手続きの一部変更

【変更点】事務手続図書の副本をデータでも提出（アップロード）できるように変更。

〈施行日〉令和8年4月1日

開発事業等に係る事務手続きにて提出いただく各申請書の副本について、事務手続きの効率化とペーパーレス化を推進するため、データでも提出（クラウドストレージ「BOX」へのアップロード）することができるよう変更いたします。

適用時期	
令和8年3月31日までに『開発事業計画書』の提出があった開発事業	令和8年4月1日から『開発事業計画書』の提出がある開発事業
各申請書の副本は、紙で提出。	各申請書の副本は、紙もしくはデータで提出（クラウドストレージ「BOX」へのアップロード）。

◀ お問い合わせ ▶

都市整備部 都市計画課 都市計画係  
042-497-2093